

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第3回本部員会議議事録

開催日時：令和2年3月2日（月）
午後4時30分～5時00分
開催場所：別館9階 特別第1会議室

【黒田危機管理部参事】

これより、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第3回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。

【金嶋危機管理監】

はい、それでは会議を始めます。本日の会議は、県内で初めて、新型コロナウイルスの感染患者が発生したことを踏まえ、開催するものであります。まず報告事項（1）新型コロナウイルス感染症の状況について健康福祉部から報告願います。

【池田健康福祉部長】

はい。健康福祉部です。資料1を御覧ください。1の（1）にございますように、クルーズ船の受け入れ患者は14名おまして、すでに11名退院しています。（2）にございますように、2月28日に静岡市で1名、感染者が発見されました。ここに書いてございますのでちょっと間違いやすいのですが、これはクルーズ船の受け入れ患者でなくて、クルーズ船下船者の28名のうちの1人でございます。この28名につきましては、3月6日まで健康観察を両政令市と連携して、しっかりと観察してまいりたいと思います。そして、順次、2週間経ちましたので、PCR検査をやってまいりたいと考えております。

それから、2から4につきましてはそれぞれ検査件数、それから相談受け付け件数、それから帰国者接触者外来受診の件数でございます。それからまた、今後の患者増加に備えまして、6、7にあります通り、PCR検査の判断が可能な病院や患者の受け入れ可能病床を現在増やしているところでございます。

ぜひ不安のある場合にはですね、病院に直接いかず、県疾病対策課もしくは保健所の相談ダイヤルの方に電話していただくようお願いいたします。今後とも、しっかりと対応していきたいと考えております。以上でございます。

【金嶋危機管理監】

質問等がありますか。

それでは次に（2）特別支援学校の臨時休校に関する県の対応について、教育委員会からお願いします。

【鈴木教育部長】

資料2を御覧ください。国からの臨時休校の要請について、県立特別支援学校の方針について説明をいたします。県立特別支援学校につきましては、原則として3月4日水曜日から臨時休校といたします。休校期間につきましては3月4日から3月19日までの12日間といたします。また表の記載の通り、卒業式につきましては、参加者を卒業生またはその保護者、教職員等の必要な最小限の人数に限定して実施いたします。3月に一部の県立特別支援学校で行われる高等部入学者選考につきましては、感染予防を改めて呼びかけたうえで予定通り実施します。

下段に記載の通り、臨時休校中の幼児児童生徒の居場所については、保護者への対応の観点から、やむを得ず家庭や放課後等デイサービスその他困難になる場合は、幼児児童生徒を学校で受け入れることといたします。その際、感染予防の観点から、スクールバス運行及び給食の提供を行わないこととした上で受け入れを実施いたします。なお、小中学校につきましても、児童生徒の居場所の確保、保護者への対応の観点から、各市町において学校への受け入れの柔軟な対応について市町教育委員会に伝えてまいります。以上でございます。

【金嶋危機管理監】

質問等がありますか。

【本部長：知事】

給食がですね、3月から終了式までだったと思うんですけど、給食、食材を供給しているところへの配慮というのは何かありますか。

【鈴木教育部長】

今詳細を詰めているところでございますけれども、特に人件費等につきましては、そのまま支払うということが妥当ではないかということで整理しておりますけれども、食材等の取り扱いについては、こちらのほうで負担するような方向で、今後検討していきたいと思っております。

【本部長：知事】

フードバンクとかそういうところも活用できると思いますし、給食を出せないから捨てるということにもなりかねないので、このあたりの取り扱い、人に対する取り扱いも大事ですが、食材についての話もしたいと思います。

【鈴木教育部長】

検討してまいります。

【金嶋危機管理監】

その他質問等、よろしいですか。それでは次に(3)各部局からの報告事項についてに移ります。経済産業部、お願いします。

【天野経済産業部長】

はい。経済産業部から経済対策について御報告をいたします。お手元に資料3、セーフティーネット4号保証の指定という資料A4のですね、一枚の紙をお配りしております。こちらを御覧ください。本日、国はすべての都道府県に対してセーフティーネット4号保証の地域指定告示を行いました。セーフティーネット4号保証は通常の保証とは別枠の、緊急的な信用保証制度であり、この保証により中小企業者は保証枠の拡大や保証料の軽減などが受けられることとなります。

また別途お配りしました、iJAMPの記事で大変恐縮ですが、A4の1枚で、「速報！大臣会見 梶山経産大臣」という資料を御覧ください。経済産業省は、国が全国的な保証業種を指定するセーフティーネット5号につきましても、今週、旅行業や旅館、ホテル業など業種を決定公表し、事業者からの相談受け付けを始めると、発表いたしました。詳細の発表はまだですが、それによりまして、旅行業等の業種が加えられて、さらに緊急的な保証がですね、充実す

る措置が取られる、ということになるかと思えます。

さらに加えて、同じく別途お分けしました、厚生労働省のプレスリリースのペーパーがあります。この「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援、新たな助成金制度について」でございます。厚生労働省が、本日、このように新たな助成金制度について概要を発表いたしました。その2枚目をめくっていただきますと、支給額としては、休暇中に支払った賃金相当額の10分の10を国が負担するというものでございまして、この詳細につきましては、今詰めているところで、また速やかに公表するとしております。加えて、経済産業部ではですね、その次に、ふじのくにのホームページの資料でございますけれども、新型コロナウイルスに関する中小企業の相談窓口、これはすでに設置済みのものであります。改めて経済産業部では、本県のホームページ上で、県の資金繰り、それから経営相談、雇用に関する相談窓口を立てております。

さらに次のページめくっていただきますと商工団体等ですね。こういった金融支援等相談受けたい方はですね、こちらを御覧いただきますと、直ちにここで対応できるという仕組みを作っておりますので、ぜひマスコミの皆さんには、改めて、この相談窓口を県民の皆様にお知らせいただければ幸いです。

もう1点、資料はございませんが、トイレットペーパーあるいはティッシュペーパーにつきましては、今いろいろですね、買占めといいますか、不足している状況が見られております。しかしほとんどが国内工場で生産されておまして、現状も通常通りの生産供給が行われております。また原材料の古紙、パルプも国内で調達されておまして製品在庫も十分にあります。物流が整い次第、皆様のお手元に届くようになりますので、御安心くださいという旨もですね、ぜひ報道機関の皆様へ報道していただければと思います。経済産業部からは以上であります。

【金嶋危機管理監】

経済産業部からの報告について質問等がありますか。

【本部長：知事】

今、トイレットペーパーなどが店からなくなっているということですが、実際はちゃんとあるということですね。非常に重要なことですね。

それからセーフティーネット保証4号と5号で具体的にどう違うのか。旅行業、旅館、ホテル業などはSN4号には入っていなかったのですか

【天野経済産業部長】

SN4号は地域指定のものでございまして、通常は突発災害で業者選定しております。SN5号はですね、例えば、直近3ヶ月間の売上げが5%落ちるだけでですね、適用になるというようなものでございまして、さらに国がですね、業種を指定してまいります。この業種の中に旅行業とか、そういった業種を指定していただかないと、これが適応できないという意味でございます。

【本部長：知事】

どうもありがとうございました。

【金嶋危機管理監】

他に質問等は。また報告のある部局はありますか。では、くらし・環境部お願いします。

【鈴木くらし・環境部長】

くらし・環境部から外国人対応について報告します。この新型コロナウイルスにつきましては、1月からフェイスブックで英語、ポルトガル語、フィリピン語で情報発信しております。このツールを使いまして、随時、情報提供をしております。それから県内の学校の対応が決まったことからですね、外国人学校への対応につきまして、県の情報を共有するということで、いま、ブラジル総領事館と情報共有して、そこからまた連絡していただくような手配をしているところでございます。以上でございます。

【金嶋危機管理監】

いまの報告に質問等ありますか。その他報告等ある部局はありますか。よろしいですか。それでは次に、県内での感染患者の発生を踏まえまして、今後の方針について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針（案）を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【後藤危機政策課長】

はい。お手元の右肩に資料4と書いてあるものを見てください。静岡県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策方針、でございます。本文読み上げます。

2月28日、本県においても新型コロナウイルスの感染者が確認された。新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策が講じられてきたが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握される状態になった。

この時期は、感染の流行を早期に終息させるための対策を講じるとともに、今後の国内患者数の大幅増に備えた医療提供体制などの準備期間である。

県民への感染拡大を防ぎ、健康被害や生活への影響を最小限に抑えることを目的として、以下の対策を講じる、でございます。次に内容でございます。

【鈴木医療健康局長】

具体的な内容につきまして、健康福祉部の方から御報告をさせていただきます。

まず1の県民・企業・地域等に対する情報提供でございます。県民の皆様への、正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応をお願いしてまいります。また、患者の発生や、臨床情報等、正確に情報提供するほか、手洗い、咳エチケット等の一般感染症対策の徹底を図ってまいります。感染が疑われる方は、まずは「帰国者・接触者相談センター」に相談いただくよう、引き続き周知をしてまいります。それから、一般的な相談については、疾病対策課及び保健所に設置した相談ダイヤルで対応することを周知してまいります。感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになると等呼びかけてまいります。

次の(2)になります。患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進を呼びかけてまいります。

2ページを御覧ください。イベント等の開催について、3月前半の2週間は、感染拡大防止のための重要な時期であることから、イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請してまいります。

2の県内での感染状況の把握についてでございます。感染症法に基づく医師の届出による疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施します。患者が確認された場合には、感染症法に基づき積極的疫学調査により濃厚接触者を把握します。クルーズ船下船者に対する健康観察を適切に行ってまいります。県、政令市の地方衛生研究所のほか、医療機関や民間の検査機関における検査機能の向上を図ってまいります。

今後の対応でございます。県内で患者数が大幅に増加し、全件のPCR検査を実施すると重症者に対する検査に支障が出る恐れがあると判断される場合には、重症化防止の観点から、入院を要する肺炎患者等の診断・治療に要する検査を優先します。

3の感染拡大防止策でございます。医師の届出等で、患者確定例を把握した場合、感染症法に基づき、保健所での積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行います。高齢者施設等における施設内感染対策を徹底します。公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底します。

4の医療提供体制についてでございます。新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターにおいて、24時間対応を行います。感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高めることから、まずは帰国者・接触者相談センターに連絡いただくこと、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターを通じ、帰国者・接触者外来へ誘導することを周知徹底してまいります。帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似病患者として感染症法に基づく届出とPCR検査を実施します。必要に応じて感染症法に基づく入院措置を行います。今後の患者数の増加等を見据え、帰国者・接触者外来の拡大や入院病床の確保を進めます。医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行います。院内感染対策のさらなる徹底を図ってまいります。

今後の対応についてでございます。まずは外来診療についてです。県内で患者数が大幅に増加し、帰国者・接触者外来での患者への医療提供に支障をきたすと判断した場合には、今後、以下の事項について進めてまいります。外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れます。関係機関と協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関を設定します。風邪症状が軽度である場合には、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で受診すること、高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭に、より早期・適切な診療につなげてまいります。医療機関における感染制御に必要な物品を確保してまいります。

入院治療についてでございます。県内で患者数が大幅に増加し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断した場合には、以下の事項について進めてまいります。患者のさらなる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や県内の医療機関の役割分担など、適切な医療の提供体制を整備してまいります。医療機関における感染制御に必要な物品を確保してまいります。高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については、円滑に入院医療につなげてまいります。

患者搬送についてでございます。市町、医療機関、消防機関等の関係者と協議を行い、重症患者が発生した場合の民間救急サービスや自衛隊への協力依頼を含めた搬送体制を構築してまいります。

5、その他でございます。患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取り組みを行ってまいります。「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」は国の推奨を踏まえた対策を推進してまいります。

6の今後の進め方についてでございます。今後、国基本方針等に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細が示されることから、県においては、国の通知を踏まえて、対策を実施してまいります。なお、対策の推進に当たっては、市町や関係団体の意見をよく伺いながら進めることといたします。市町や関係団体の意見を踏まえ、国に対して積極的に提案・要望を行ってまいります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの説明について質問等ありますか。

【難波副知事】

2番目の、県内での感染状況の把握、検査体制の強化についてですけれども、これは今やっているPCR検査とか、帰国者・接触者相談センターの相談の取り組みがしっかりいっているということが前提なんですけれども。特に対応が不十分だったとか、そのような声は届いていないということでしょうか。

【池田健康福祉部長】

それでは私から。現在のところ、本県ではPCR検査に対して、受けられないとか、そういう不安の声は来ておりません。現在、県と政令市と合わせまして、1日、104件の検査ができます。いまは多くても、1日10数件ということで、余裕がある状況でございます。そういった方がですね、待たれる方々が出てきた場合には、なぜ受けられないのかということをお必ずちゃんと説明するようにということで、病院や医師に説明をお願いしてまいります。

【金嶋危機管理監】

その他質問等よろしいですか。

それでは、本部長、この方針より県民への感染防止対策を実施してよろしいでしょうか。

【本部長：知事】

はい、了解しました。

【金嶋危機管理監】

最後に、本部長から指示事項お願いします。

【本部長：知事】

はい。2月28日に本県において、初の感染患者が確認されました。県民の皆様に不安が広がっておりますので、クルーズ船の下船者の経過観察も含め、政令市とも密接に連携し、感染の拡大防止に努めてください。また、今後の感染拡大に備え、医療提供体制等を整えることも重要です。県民の健康を守るため、先ほど決定した対策方針に沿って、しっかりと対応をお願いします。さらに、国におきましては、今月10日を目途に、緊急対応策を講じることとしています。県民生活や県内経済への影響が大きいことを踏まえまして、各部局におかれては、県民の声をよくお聞きくださって、国に呼応して適切かつ迅速な対応を講じるようお願いいたします。

【金嶋危機管理監】

以上で議事は終わりますが、知事から県民の皆様にコメントをお願いします。

【本部長：知事】

県民の皆様コメントでございます。

2月28日に本県において、初の新型コロナウイルス感染症の感染患者が確認されました。また、本県以外の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、小規模患者クラスターが把握される状態となりました。

このため、本県におきましても、感染の流行を早期に収束させるための対策や、今後の患者数の増加に備えた医療体制の構築などの対策が必要となっております。

多くの県民の皆様が不安に感じられていることと存じます。県は、保健所を管轄する静岡市や浜松市と密接に連携し、県民の皆様の健康を守るため、感染拡大防止に向け全力で努めてまいります。

また、県民生活や県内経済への影響が大きいことから、県民の皆様の声をよくお聞きして、国の緊急対策を踏まえ、さらに先を読みながら想像力を働かせて、必要な対策を適切かつ準備を迅速に講じてまいります。

県民の皆様におかれましては、学校の臨時休校等の生活への多大な影響が生じておりますが、県民総ぐるみで困難を乗り越えてまいります。

トイレットペーパーのまとめ買いなどが伝えられていますが、国内で生産されており、在庫は潤沢にあります。風評に惑わされることなく、冷静な購買活動に努めてください。また、外国人県民の皆様へも、SNS等により、随時、適切な情報提供を行ってまいります。

引き続き、丁寧な手洗い、うがい、咳エチケット、人ごみをできるだけ避けるなど、まだワクチンが発見されておられませんので、感染防止に御協力をくださいますように、また感染への不安がある場合には、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者相談センター」に早めに御相談いただきますように、お願いいたします。以上であります。

【金嶋危機管理監】

以上で会議を終了します。